

金融商品取引所に上場する際の商品市場所管大臣による同意について（案）

平成31年3月29日

農林水産省食料産業局食品流通課長

経済産業省商務・サービスグループ参事官（商品市場整備担当）

金融庁長官が、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第24項及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第1条の17の2の規定に基づき金融商品として指定した商品（以下「指定商品」という。）及び当該指定商品に係る金融指標（以下「指定商品金融指標」という。）について、同法第194条の6の2の規定に基づき、当該指定商品及び指定商品金融指標の金融商品取引所への上場に係る業務規程の変更の認可をする際に要する商品市場所管大臣による同意については、同条の規定に基づく協議を十分に行った上で、以下の事項に従って判断するものとする。

1. 上場しようとする指定商品又は指定商品金融指標の商品関連市場デリバティブ取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれること。
2. 上場しようとする指定商品又は指定商品金融指標の対象となる指定商品の取引の状況に照らし、当該指定商品又は指定商品金融指標の商品関連市場デリバティブ取引を金融商品市場で行うことが当該指定商品又は指定商品金融指標の対象となる指定商品の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること。
3. 上場しようとする指定商品又は指定商品金融指標の商品関連市場デリバティブ取引をしようとする金融商品取引所の取引参加者（金融商品取引法第2条第19項に規定する取引参加者をいう。以下同じ。）の合計数が20人以上であり、かつ、その過半数の者が当業者（1年以上継続して当該指定商品又は指定商品金融指標の対象となる指定商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行っている者をいう。）であること。ただし、上場しようとする指定商品又は指定商品金融指標と同内容の商品指数が、金融商品取引法第194条の6の2の規定に基づき商品市場所管大臣が同意をする日において現に商品取引所に上場されている場合にあつては、当該指定商品又は当該指定商品金融指標と同内容の商品指数が上場されている商品取引所の商品市場におけるいずれかの指定商品又は商品指数と同内容の指定商品金融指標の商品関連市場デリバティブ取引をしようとする取引参加者の合計数が11人以上であること。
4. 業務規程（細則を含む。）に規定する商品関連市場デリバティブ取引に係る事項が、上場しようとする指定商品又は指定商品金融指標の対象となる指定商品の生産及び流通を円滑にするため十分であること。

5. 指定商品又は指定商品金融指標を上場しようとする金融商品取引所が、当該指定商品又は指定商品金融指標の商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品市場の運営に関し、当該指定商品又は指定商品金融指標の対象となる指定商品の生産及び流通を円滑にするに足りる人的構成を有するものであること。

以上